

福知山市ふるさと応援プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

福知山市ふるさと応援プロモーション業務

2 業務の目的

本業務は、福知山市（以下、本市という。）の特産品や施策を市民やふるさと納税寄附者に広く発信することで、本市の魅力の再発見や施策理解を促すとともに、「共に幸せを生きるまち」をめざし本市が取り組む課題への共感や事業者を応援する気持ちを喚起することで、関係人口や観光を含めた交流人口の拡大につなげ、ふるさと福知山の創造に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日 から 令和9年3月31日まで

4 業務の内容

ふるさと納税の寄附拡大や特産品の高付加価値化につながるプロモーション・マーケティング業務

5 業務の詳細

（１）ふるさと納税の寄附拡大や特産品の高付加価値化につながるプロモーション・マーケティング業務

（ア）本市の現状を踏まえ、ポータルサイト、WEB、SNS、PR冊子、チラシ、メールマガジン、雑誌、テレビなどの広告媒体を活用した、返礼品の認知度向上、寄附者との関係構築など、さらなる寄附獲得に向けた効果的なキャンペーン企画やプロモーション企画を積極的に提案・立案・実行すること。

【取り組み実施例】以下の業務の中で、委託金額の中で実施できるものを提案すること。

- ・ テレビを活用し、本市の特産品の魅力を幅広く紹介することで認知拡大につなげる。
- ・ ポータルサイト内広告をはじめとするオンライン広告を積極的に活用し、効果的・効率的なアンテナショップの物販売上向上やふるさと納税の申込増加につなげる。
- ・ 本市の特産品PR冊子を作成し、効果的な活用方法を検討・実行する。
- ・ インフルエンサー等を活用し、SNSや動画を通じた効果的な特産品プロモーションを行う。
- ・ レビュー投稿数を増加させる。
- ・ 自然検索上位表示・ランキング掲載返礼品を増加させる。
- ・ 高額寄附者向けの効果的なプロモーションを検討・実行する。

- ・ 都市部住民を対象に、特産品を通じた交流から関係人口拡大につながるようなミーティングイベントを実施する。
 - ・ 福知山市の特産を市外の加工事業者とマッチングさせ、より選ばれやすい規格や、付加価値の高い商品を開発する。
- (イ) プロモーションに活用する訴求力の高いクリエイティブ素材（著作権、特許権その他権利を侵害しないもの）を必要に応じて時宜を逸さず用意すること。
- (ウ) ポータルサイトの自治体ページ及び返礼品ページ（サムネイルを含む）について、検索エンジン最適化及びクリック率・転換率向上の観点から、内容改善に向けた助言及び提案を積極的に行うこと。
- (エ) 個別のプロモーション・マーケティングの取組については、原則として実施前に、実施内容及び期待できる効果を本市に対して説明すること。個別の取組については、本市からも必要に応じて提案を行う。
- (2) その他（留意事項）
- (ア) 本市及び本市のふるさと納税推進業務の受託事業者と協議のうえ、寄附獲得目標に必要な具体的な取組を整理すること。
- (イ) 本業務の実施にかかる経費は、本市から提案を行ったものを含め、すべて受託者が負担すること。
- (ウ) ふるさと納税制度に関する最新の情報提供や助言・調整を行い、月に1回以上は打ち合わせ、報告の場を設けること。

6 実施体制

- (1) 業務実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること
- (2) 専門的知識や豊富な実践経験を有する人材で構成されるチーム体制を敷くこと
- (3) 業務責任者を配置すること
- (4) 業務進捗は随時、協議・報告することとし円滑な業務遂行管理に努めること

7 業務の再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、受託者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

8 知的財産権

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む。）は本市に帰属するものとし、本市及び受託者から委託を受けて中間生成

物を制作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に係る事項に関して法第17条に規定する著作権人格権を無期限に行使しないものとする。

- (2) 本業務で制作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受注者又は製作者等が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての成果物について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

9 秘密の保持

- (1) 本市は、本業務に関してプロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。
- (2) 受注者は本業務に関し、本市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた情報を、本市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た本市、企業、市民及び関係者の秘密を欲ししなければならない。
- (4) 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行するものとし、違反があった場合は、法令に基づき厳正に対処するものとする。

10 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、福知山市個人情報の保護に関する条例を遵守しなければならない。

1.1 納品場所及び担当部局

福知山市役所 市長公室 ふるさと応援課 企画推進係

電話： 0773-24-7090 F A X： 0773-24-7023

E-mail： furusatotax■city.fukuchiyama.lg.jp（■は@と読み替えること）

1.2 委託料支払

- (1) 受託者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了を報告すること。
- (2) 委託料の支払方法については、本市会計規則の範囲で、本市と受託者において別途、協議する。
- (3) 委託料は、受託者から業務完了の報告を受け、検査終了後に的確な請求書を受理してから30日以内に支払う。

1 3 その他

- (1) 受託者は、常に本市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 業務履行に際して必要なパソコン端末、通信機器、資材、消耗品、印刷費、家賃、車両その他必要なものは全て契約金額に含むものとする。
- (4) 本仕様書に関し疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。

企画提案書及び参考見積書の記載内容

■企画提案書の記載内容

記載内容は、本仕様書に基づき、別表の審査基準を踏まえて、以下の項目について明確に記載・提案すること。記載順序や構成、様式は自由とする。なお、企画書のボリュームを評価の対象とはしないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。

(1) 業務遂行の体制・実績

- ア 業務実施体制を示した組織図
- イ 業務責任者・業務担当者の役割分担・経歴・勤務場所
- ウ 他自治体から受託した同種・類似事業の内容及びその実績

(2) ふるさと納税制度に関する理解度と分析

- ア ふるさと納税制度に関する国の動向の分析
- イ ふるさと納税市場の傾向や状況に関する分析
- ウ 上記を踏まえた本市のふるさと納税の特徴と状況分析、ターゲット設定

(3) 具体的な業務内容の提案

- ア ふるさと納税のプロモーション業務
- イ 提案業務で期待する効果

■参考見積書の記載要領

参考見積書に記載する金額は、業務内容ごとに内訳を明記すること。

参考

福知山市のふるさと納税の概況

1 寄附額等の推移

年度	寄附件数	寄附金額
令和4年度	20,584件	347,665,000円
令和5年度	14,866件	297,835,100円
令和6年度	24,803件	517,871,400円
令和7年度	36,457件	841,789,200円
令和8年度（7月まで）	7,525件	165,414,300円
※目標額		1,000,000,000円

2 主な返礼品

ティッシュペーパー、トイレットペーパー、洋菓子、鴨鍋、鶏肉、肉加工品、米

3 福知山市ふるさと納税の特徴・課題・ミッション

- ① 本市は、財源確保を目的に、令和12年度に寄附額25億円に到達する目標をかかげている。
- ② 本市ふるさと納税の最大の課題は、海産物や肉類などの人気ジャンルにおいて柱返礼品がないことである。ポータルサイトのランキング入りを狙える返礼品の開拓やPRが必要である。
- ③ ティッシュペーパーやトイレットペーパーといった日用品を返礼品に持ちながら、競争が激しく、特に楽天ふるさと納税で寄附額が期待ほど伸びていない。背景には、人気の規格を本市では製造しておらず、現状の体制では返礼品として提供できないという事情もある。
- ④ 一次産業においては、多品目少量生産の生産者が多く、一次産品は数量の確保に難がある。一方飲食店は多く、返礼品開拓の余地は大いにある。令和7年度より、寄附金を原資とした生産拡大支援補助金制度「福知山の変ブランド創出支援（#ふるさと納税3.0）」を新設しており、制度を活用し、寄附者に選ばれる返礼品づくりができる環境を整備した。
- ⑤ 令和7年（暦年）の寄附単価は約2万1千円、ワンストップ特例申請利用率は34.9%である。
- ⑥ 令和7年度のサイト別の寄附金額シェアは、高い順からさとふる34.3%、楽天17.6%、ふるなび14.1%、ふるさとチョイス11.9%、LINEヤフー8.0%、ANA1.2%、Amazon1.1%、JAL1.0%である。特に楽天、ふるさとチョイスなどのサイトでのSEO対策やアクセス数やレビュー獲得が急務であると考えている。

- ⑦ 経費率は、令和6年度49.9%、令和7年度47.6%。大口寄附の有無で経費率が増減しているほか、配送料の大きい返礼品や低単価返礼品の人气が上がっており、経費率の節減が必要である。
- ⑧ ふるさと納税を、一度の寄附から本市の事業者や施策を知っていただき、その後のリピーター、ファン、関係人口へつながるシティプロモーションと捉えている。国が示す「ふるさと住民登録制度」のような関係人口拡大とふるさと納税の拡大はその両輪であると考えている。

【本市が保有しているSNSアカウント】

本市が運用管理するSNS等を使った提案も可とする。受託者が利用可能なPR用サイト、SNSは以下のとおりである。

(ア) ふるさと納税専用Instagram

アカウント名：福知山市ふるさと納税【公式】(@fukuchiyama_furusato)

フォロワー数：1,088フォロワー（令和7年9月開設）

アカウント利用料：受託者負担なし

(イ) ふるさと納税用X（旧Twitter）アカウント

アカウント名：いがいと！福知山【京都府福知山市公式】(@fukuchiyamaPR)

フォロワー数：7,515フォロワー

アカウント利用料：受託者負担なし

(ウ) 福知山市公式note

ページ名：note ふくちやま

サイトURL：<https://fukuchiyama-city.note.jp>

(エ) この他、福知山市公式LINEアカウントにてふるさと納税専用セグメントを設置し、市の公式LINEから返礼品やキャンペーン情報を配信できるよう構築する予定である。実現した場合には、受託者負担なしでLINEでの情報発信が可能となる。

【本市が運営するアンテナショップ】

福知山ちゃった（アンテナショップ）

〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号

中之島フェスティバルタワー・ウエストB1F

<https://fukuchiyama-chatta.com/>